

工事請負契約書別記の一部を改正する新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)</u> は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2 <u>乙は、</u> 契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を<u>甲に</u> 引き渡すものとし、<u>甲は、</u> その請負代金を支払うものとする。</p> <p>3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(<u>「施工方法等」という。</u> 以下同じ。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、<u>乙が</u> その責任において定める。</p> <p>4 <u>乙は、</u> この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>発注者及び受注者</u> は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2 <u>受注者は、</u> 契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を<u>発注者に</u>引き渡すものとし、<u>発注者は、</u> その請負代金を支払うものとする。</p> <p>3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(<u>以下「施工方法等」という。</u> 以下同じ。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、<u>受注者が</u>その責任において定める。</p> <p>4 <u>受注者は、</u> この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>6 <u>この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>7 <u>この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</u></p>
<p>6 この契約の履行に関して<u>甲乙間で</u> 用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。</p> <p>7 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。</p>	<p>8 この契約の履行に関して<u>発注者と受注者との間で</u>用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。</p> <p>9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>10 <u>この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>11 <u>この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</u></p>
<p>8 <u>乙が</u> 共同企業体を結成している場合においては、<u>甲は、</u> この契約に基づく<u>すべての行為</u>を共同企業体の代表者に対して行うものとし、<u>甲が</u> 当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体の<u>すべての構成員</u>に対して行ったものとみなし、また、<u>乙は、甲に</u> 対して行うこの契約に基づく<u>すべての行為</u>について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>	<p>12 <u>受注者が</u>共同企業体を結成している場合においては、<u>発注者は、</u> この契約に基づく<u>全ての行為</u>を共同企業体の代表者に対して行うものとし、<u>発注者が</u>当該代表者に対して行ったこの契約に基づく<u>全ての行為</u>は、当該企業体の<u>全ての構成員</u>に対して行ったものとみなし、また、<u>受注者は、発注者に対して</u>行うこの契約に基づく<u>全ての行為</u>について当該代表者を通じて行わなければならない。</p>
<p>(関連工事の調整)</p>	<p>(関連工事の調整)</p>
<p>第2条 <u>甲は、乙の</u> 施工する工事及び<u>甲の</u> 発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、<u>乙</u></p>	<p>第2条 <u>発注者は、受注者の</u>施工する工事及び<u>発注者の</u>発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、<u>受注</u></p>

は、甲の 調整に従い、 第三者の行う工事の円滑な施工に協力し
なければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて請負代
金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に 提出
しなければならない。

2 (略)

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を 拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる
保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保
証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に 寄託しなければなら
ない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を 保証する
銀行、甲が 確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前
払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定
する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保
証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証
保険契約の締結

2 (略)

3 乙が 第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場
合は、当該保証は第50条第3号各号に規定する者による契約の解除の場合
についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が 同項第2号又は第3号に掲げる保証を付
したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたも
のとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金
の納付を免除する。

5 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の10分
の1に達するまでは、甲は、 保証の額の増額を請求することができ、
乙は、 保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、
又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の 承諾を得た場
合は、この限りでない。

2 乙は、 工事的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）
のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項
の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与
し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらか

者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力し
なければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて請負代
金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出
しなければならない。

2 (略)

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる
保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保
証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければなら
ない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する
銀行、発注者が 確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前
払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定
する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保
証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証
保険契約の締結

2 (略)

3 受注者が 第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場
合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合
についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が 同項第2号又は第3号に掲げる保証を付
したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたも
のとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金
の納付を免除する。

5 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の10分
の1に達するまで、発注者は、 保証の額の増額を請求することができ、
受注者は、 保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、
又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場
合は、この限りでない。

2 受注者は、工事的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）
のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項
の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与
し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらか

じめ、甲の 承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第6条 乙は、 工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 甲は、乙に 対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 乙は、 次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、乙は、 次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 乙と 直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が 認める場合

イ 甲の 指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、乙が甲に 提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が 認める場合

イ 甲が乙に対して 確認書類の提出を求める通知をした日から30日（甲が、乙において 確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、乙が 当該確認書類を甲に 提出した場合

(特許権等の使用)

第8条 乙は、 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が その工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙が その存在を知らなかったときは、甲が、 その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

じめ、発注者の 承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、 工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、 下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、 次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、 次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と 直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が 認める場合

イ 発注者の 指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に 提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が 認める場合

イ 発注者が受注者に対して 確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において 確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が 当該確認書類を発注者に 提出した場合

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が その工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者が その存在を知らなかったときは、発注者が、 その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 甲は、 監督員を置いたときは、その氏名を乙に 通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の 権限とされる事項のうち甲が 必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙又は乙の 現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が 作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 甲は、 2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の 権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に 通知しなければならない。

4 (略)

5 甲が 監督員を置いたときは、この契約書に定める 請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に 到達したものとみなす。

6 甲が 監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、甲に 帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、 次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に 通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第3項本文に規定する工事の場合には専任の主任技術者）又は監理技術者（建設業法第26条第3項本文に規定する工事の場合には専任の監理技術者）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の 一切の権限を行使することができる。

(新設)

第9条 発注者は、 監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、 2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 (略)

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、 次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を受注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第3項本文に規定する工事の場合には専任の主任技術者）又は監理技術者（同法第26条第3項本文に規定する工事の場合には専任の監理技術者）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の 一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を

要しないこととすることができる。

3 乙は、前項の 規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に 通知しなければならない。

4 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
(履行報告)

第11条 乙は、 設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に 報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置要求)

第12条 甲は、 現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、乙に 対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は 監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が 工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者が あるときは、乙に 対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

3 乙は、 前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に 通知しなければならない。

4 乙は、 監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に 対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、 前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に 通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、 設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の 負担とする。

3 監督員は、乙から 前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 乙は、 工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、 前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置要求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場

外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 甲は、乙から 第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引渡し、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料又は貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

6 甲は、 前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 甲は、 前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 乙は、 支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 乙は、 設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。

10 乙は、 故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 乙は、 支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 甲は、 工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 乙は、 確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けに

要した費用を負担し

5 発注者は、受注者から 第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、 前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、 前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、 支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、 設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、 故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、 支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、 工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、 確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。 ）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が 正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に 代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の 処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができ

ず、また、発注者の 処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担し

なければならない。

- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙
の 意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、 工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、
監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。
この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の
責に帰すべき事由 によるときは、甲は、 必要があると認められると
きは工期又は 請負代金額を変更し、又は乙に 損害を及ぼしたとき
は必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、乙が 第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの
規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施
工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しな
いと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる
ときは、当該相当の理由を乙に 通知して、工事の施工部分を最小限度
破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の 負担
とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、 工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事
実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求し
なければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致し
ないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示
された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこ
と
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件等について予期することのでき
ない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に
掲げる事実を発見したときは、乙の 立会いの上、直ちに調査を行わな
なければならない。ただし、乙が 立会いに応じない場合には、乙の
立会いを得ずに 行うことができる。

3 甲は、乙の 意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき
措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調
査の終了後14日以内に、その結果を乙に 通知しなければならない。た
だし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらか
じめ乙の 意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必

なければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発
注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、 工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、
監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。
この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の
責めに帰すべき事由 によるときは、発注者は、 必要があると認められると
きは工期若しくは 請負代金額を変更し、又は受注者に 損害を及ぼしたとき
は必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が 第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの
規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施
工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しな
いと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる
ときは、当該相当の理由を受注者に 通知して、工事の施工部分を最小限度
破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の 負担
とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、 工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事
実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求し
なければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致し
ないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示
された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこ
と。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件等について予期することのでき
ない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に
掲げる事実を発見したときは、受注者の 立会いの上、直ちに調査を行わ
なければならない。ただし、受注者が 立会いに応じない場合には、受注者の
立会いを得ずに 調査を行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき
措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調
査の終了後14日以内に、その結果を受注者に 通知しなければならない。た
だし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらか
じめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必

要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの

甲が 行う

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

甲が 行う

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

甲乙協議して甲が 行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、 必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に 通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、 必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が 工事を施工できないと認められるときは、甲は、 工事の中止内容を直ちに乙に 通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、 前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に 通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、 前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が 工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 甲は、 工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなけ

要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの

発注者が行う

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

発注者が行う

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

発注者と受注者とが協議して発注者が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなけ

ればならない。

(乙の 請求による工期の延長)

第 21 条 乙は、 天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の 請求による工期の短縮等)

第 22 条 甲は、 特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に 請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、甲乙協議して 定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が 定め、乙に 通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の 意見を聴いて定め、乙に 通知するものとする。ただし、甲が 工期の変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあっては、甲が 工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が 工期変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、 協議開始の日を定め、甲に 通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、甲乙協議して 定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が 定め、乙に 通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の 意見を聴いて定め、乙に 通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、 協議開始の日を定め、甲に 通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が 増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が 負担する必要な費用の額については、甲乙協議して 定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 甲又は乙は、 工期内で請負契約締結の日から 12 月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請

ればならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請

求することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監査員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合におい

求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監査員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合におい

て、当該措置に要した費用のうち、乙が 請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が 負担する。

(一般的損害)

第 27 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、乙が その費用を負担する。ただし、その損害（第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が 負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙が その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において 同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が 負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲が その損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が 善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が 負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責に 帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、乙は、 その事実の発生直後直ちにその状況を甲に 通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が 善良な監理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に 通知しなければならない。

3 乙は、 前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に 請求することができる。

4 甲は、 前項の規定により乙から 損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会い

て、当該措置に要した費用のうち、受注者が 請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が 負担する。

(一般的損害)

第 27 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者が その費用を負担する。ただし、その損害（第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が 負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者が その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において 同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が 負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者が その損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が 善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が 負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に 当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも 帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、 その事実の発生直後直ちにその状況を発注者に 通知しなければならない。

2 発注者は、 前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が 善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 53 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に 通知しなければならない。

3 受注者は、 前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に 請求することができる。

4 発注者は、 前項の規定により受注者から 損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会い

その他乙の 工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、甲が 損害合計額を負担するものとする。

5～6 (略)

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 甲は、 第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して _____ 定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が 定め、乙に 通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の _____ 意見を聴いて定め、乙に 通知しなければならない。ただし、甲が 請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、 _____ 協議開始の日を定め、甲に 通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 乙は、 _____ 工事を完成したときは、その旨を甲に 通知しなければならない。

2 甲は、 _____ 前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の 立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に 通知しなければならない。この場合において、甲は、 _____ 必要があると認められるときは、その理由を乙に 通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の 負担とする。

4 甲は、 _____ 第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が _____ 工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 甲は、乙が _____ 前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の 完了と同時に進行することを請求することができる。この場合においては、乙は、 _____ 当該請求に直ちに応じなければならない。

6 乙は、 _____ 工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の _____ 検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

その他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5～6 (略)

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して _____ 定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、 _____ 協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、 _____ 必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が _____ 工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に進行することを請求することができる。この場合においては、受注者は、 _____ 当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の _____ 検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

けているときは10分の6.5)から受領済の前払金額を差し引いた額

に相当する額の範囲内で前払金の支払を

請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 乙は、 請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前 払金額が減額後の請負代金額の10分の5.5(第3項の規定により中間前払金の支払を 受けているときは10分の6.5)を超えるときは、乙は、 請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して 返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が 定め、乙に 通知する。

8 甲は、乙が 第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を 請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 乙は、 前条第5項の規定により受領済の前 払金に追加してさらに前払金の支払を 請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に 寄託しなければならない。

2 乙は、 前項に定める場合のほか、請負代金額が変更された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に 寄託しなければならない。

3 乙は、 前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に 代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 乙は、 前払金をこの工事に材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に 充当してはならない。

(部分払)

第37条 乙は、 工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済の 工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に 定めるところにより部分払を請求することができる。

けているときは10分の6.5)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払

いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同

じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払

いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条から第36条までに

おいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、

第2項の規定を準用する。

6 受注者は、 請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前 払金額が減額後の請負代金額の10分の5.5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6.5)を超えるときは、受注者は、 請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議し て返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に 通知する。

8 発注者は、受注者が 第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを 請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、 前条第5項の規定により受領済みの前 払金に追加してさらに前払金の支払いを 請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に 寄託しなければならない。

2 受注者は、 前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に 寄託しなければならない。

3 受注者は、 前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に 代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、 前払金をこの工事に材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに 充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、 工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済み の工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第8項までに 定めるところにより部分払を請求することができる。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済の 工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に 請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に 通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に 通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の 負担とする。

5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払を請求できる回数は、請負代金額に応じ、次の
各号に掲げる回数を限度とする。

(1) 請負代金額が1,000万未満の場合

1回

(2) 請負代金額が1,000万以上1億円未満の場合

2回

(3) 請負代金額が1億円以上の場合

甲乙協議して 定める回数。ただし、甲が 前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が 定め、乙に 通知する。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して 定める。ただし、甲が 第5項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が 定め乙に 通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)

8 第5項の規定により部分払金の支払が あった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第7項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、甲が 設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 発注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの 工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に 請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、発注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を発注者に 通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を発注者に 通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、発注者の 負担とする。

5 発注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払を請求できる回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に掲げる回数を限度とする。

(1) 請負代金額1,000万円未満

1回

(2) 請負代金額1,000万円以上1億円未満

2回

(3) 請負代金額1億円以上

発注者と受注者が協議して 定める回数。ただし、発注者が 前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に 通知する。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者が協議して 定める。ただし、発注者が 第5項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が 定め受注者に 通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)

8 第5項の規定により部分払金の支払いが あった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が 設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して _____ 定める。ただし、甲が 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が 定め、乙に 通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×(1－前払い金額／請負代金額)

(第三者による代理受領)

第 39 条 乙は、甲の _____ 承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、 _____ 前項の規定により乙が _____ 第三者を代理人とした場合において、乙の _____ 提出する支払請求書に当該第三者が乙の _____ 代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条(第 38 条において準用する場合を含む。)又は第 37 条の規定に基づく支払を _____ しなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第 40 条 乙は、甲が _____ 第 34 条、第 37 条又は第 38 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払を _____ 遅延し、相当の期間を定めてその支払を _____ 請求したにもかかわらず支払を _____ しないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、 _____ その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に _____ 通知しなければならない。

2 甲は、 _____ 前項の規定により乙が _____ 工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が _____ 工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に _____ 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 41 条 甲は、 _____ 引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に _____ 対し、目的物の修補または _____ 代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、 _____ 履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は甲に _____ 不相当な負担を課するものではないときは、甲が _____ 請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が _____ 相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、 _____ その不適合の程度に応じて代金の減額の請求をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求

2 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して _____ 定める。ただし、発注者が 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に 通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×(1－前払い金額／請負代金額)

(第三者による代理受領)

第 39 条 受注者は、発注者の _____ 承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、 _____ 前項の規定により受注者が _____ 第三者を代理人とした場合において、受注者の _____ 提出する支払請求書に当該第三者が受注者の _____ 代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条(第 38 条において準用する場合を含む。)又は第 37 条の規定に基づく支払いを _____ しなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第 40 条 受注者は、発注者が _____ 第 34 条、第 37 条又は第 38 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払いを _____ 遅延し、相当の期間を定めてその支払いを _____ 請求したにもかかわらず支払いを _____ しないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、 _____ その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に _____ 通知しなければならない。

2 発注者は、 _____ 前項の規定により受注者が _____ 工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が _____ 工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に _____ 損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 41 条 発注者は、 _____ 引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は _____ 代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は _____ 履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に _____ 不相当な負担を課するものではないときは、発注者が _____ 請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が _____ 相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、 _____ その不適合の程度に応じて代金の減額の請求をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求

することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が 履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が 履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が この項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の 任意解除権)

第42条 甲は、 工事が完成するまでの間は、次条、第44条又は第44条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に 損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の 催告による解除権)

第43条 甲は、乙が 次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき または工期経過後相当の 期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の 催告によらない解除権)

第44条 甲は、乙が 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を 除却したうえで 再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 乙が この契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 乙の 債務の一部の履行が不能である場合又は乙が その債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定

することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が 履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が 履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が この項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第42条 発注者は、 工事が完成するまでの間は、次条、第44条又は第44条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に 損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第43条 発注者は、受注者が 次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時に における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき 又は工期経過後相当の 期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、受注者が 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を 除却した上で 再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が この契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が その債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定

の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が 履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙が その債務を履行せず、甲が 前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団等（花巻市暴力団排除条例（平成 27 年花巻市条例第 52 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団等をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第 46 条又は第 47 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 乙（乙が 共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をも含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が 個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が 法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団等であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に 対して当該契約の解除を求め、乙が これに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による甲の 解除権）

第 44 条の 2 甲は、乙（共同企業体にあつてはその構成員のいずれかの者をも含む。以下この条及び第 52 条の 2 第 1 項において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に 違反行為があつたとして私的独占の禁

の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が 履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が その債務を履行せず、発注者が 前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団等（花巻市暴力団排除条例（平成 27 年花巻市条例第 52 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団等をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第 46 条又は第 47 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が 共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をも含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が 個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が 法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団等であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に 対して当該契約の解除を求め、受注者が これに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による発注者の 解除権）

第 44 条の 2 発注者は、受注者（共同企業体にあつてはその構成員のいずれかの者をも含む。以下この条及び第 53 条第 1 項において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に 違反行為があつたとして私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が _____ 法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑 _____ が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 45 条 第 43 条各号または第 44 条各号に _____ 定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第 43 条及び第 44 条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の 催告による解除権)

第 46 条 乙は、甲が _____ この契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の 催告によらない解除権)

第 47 条 乙は、 _____ 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは 6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の 責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 48 条 第 46 条及び前条各号に _____ 定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、 _____ 前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 49 条 甲は、契約が _____ 工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に _____ 支払わなければならない。この場合において、甲は、 _____ 必要があると認められるときは、その理由を乙に _____ 通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の _____ 負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 34 条（債務負担行為に係る契約にあっては、

止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑 _____ が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 45 条 第 43 条各号、第 44 条各号又は前条各号に _____ 定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 3 条の規定 _____ による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 46 条 受注者は、発注者が _____ この契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 47 条 受注者は、 _____ 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは 6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 48 条 第 46 条又は前条各号に _____ 定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、 _____ 前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 49 条 発注者は、この契約が _____ 工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に _____ 支払わなければならない。この場合において、発注者は、 _____ 必要があると認められるときは、その理由を受注者に _____ 通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の _____ 負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 34 条（債務負担行為に係る契約にあっては、

債務負担行為に係る契約の特則

第2条において準用する場合を含む。)の規定による前払金
があったときは、当該前払金の額 (第37条

の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額を第1項前段の

出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第43条または第44条の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第46条又は第47条によるときにあつては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、契約が 工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が 工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、契約が 工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条または第44条によるときは甲が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項

債務負担行為に係る契約の特則(以下この項において「特則」という。)

第2条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額 (第37条及び債務

負担行為に係る契約にあつては、特則第3条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額を、第53条第1項の規定により受注者が違約金を支払わなければ

ならない場合にあつては当該違約金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第46条又は第47条によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項

後段、第5項後段及び第6項に規定する乙の とるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の 意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後に契約が 解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が 民法の規定に従って協議して定める。

(甲の 損害賠償請求等)

第50条 甲は、乙が 次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第43条及び第44号の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は 請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の 指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第43条及び第44号の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、乙が その債務の履行を拒否し、又は乙の 責めに帰すべき事由によって乙の 債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について、 破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選定された破産管財人
- (2) 乙について、 更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された破産管財人
- (3) 乙について、 再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2号各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の 責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、甲が 損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合において、
第4条の規定により契約保証金の納付
又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、 当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

7 第2項の規定は、甲に 生じた実際の損害額が第2項に 規定する違約金の額を超える場合において、甲が その超過分について賠償請求する

後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の とるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の 意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が 解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が 民法の規定に従って協議して定める。

(発注者の 損害賠償請求等)

第50条 発注者は、受注者が 次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第43条又は第44条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、 請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の 指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第43条又は第44条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者が その債務の履行を拒否し、又は受注者の 責めに帰すべき事由によって受注者の 債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の 責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が 損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合(第44条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、 当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に 充当することができる。

7 第2項の規定は、発注者に 生じた実際の損害額が同項に 規定する違約金の額を超える場合において、発注者が その超過分について賠償請求する

ことを妨げるものではない。

(乙の 損害賠償請求等)

第 51 条 乙は、甲が 次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の 責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 43 条又は第 44 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 32 条第 2 項 (第 38 条において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払が 遅れた場合においては、乙は、 未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に 請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 52 条 甲は、 引き渡された工事目的物に関し、第 31 条第 4 項又は第 5 項 (第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による引渡しを受けた日 から 2 年 (当該工事が木造の建築物の建設工事又は設備工事等に係るものである場合は 1 年) 以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除 (以下この条において「請求等」という。) をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器保体の 契約不適合については、引渡しの時、乙が 検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを終えた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、甲の 契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が 第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間 (以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。) のうちに 契約不適合を知り、その旨を乙に 通知した場合において、甲が 通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求をしたときは、 契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、 第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各号の規定は、契約不適合が乙の 故意または重過失により生じたものであるときは 適用せず、契約不適合に関する乙の 責任については、民法の定めるところによる。

7 (略)

8 甲は、 工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったと

ことを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 51 条 受注者は、発注者が 次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の 責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 46 条又は第 47 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 32 条第 2 項 (第 38 条において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払いが 遅れた場合においては、受注者は、 未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に 請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 52 条 発注者は、 引き渡された工事目的物に関し、第 31 条第 4 項又は第 5 項 (第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による引渡し (以下この条において単に「引渡し」という。) を受た日から 2 年 以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除 (以下この条において「請求等」という。) をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の 契約不適合については、引渡しの時、発注者が 検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、 その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の 契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が 第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間 (以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。) の内に 契約不適合を知り、その旨を受注者に 通知した場合において、発注者が 通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、 契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、 第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各号の規定は、契約不適合が受注者の 故意または重過失により生じたものであるときは 適用せず、契約不適合に関する受注者の 責任については、民法の定めるところによる。

7 (略)

8 発注者は、 工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったと

きは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 (略)

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図より生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求をすることができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為による違約金)

第52条の2 乙は、甲に 対し、乙が 第44条の2各号のいずれかに該当するときは、違約金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が 共同企業体であり、かつ、既に解散されているときは、乙の 構成員であった者は、甲に 対し、各自連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 前2項の規定は、甲に 生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、甲が その超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

(新設)

(火災保険等)

第53条 乙は、 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。

2 乙は、 前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に 提示しなければならない。

3 乙は、 工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に 通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第54条 この契約書の各条項において甲乙協議して 定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が 定めたものに乙が 不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に 紛争を生じた場合には、甲及び乙は、 建設業法による岩手県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が 工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務

きは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 (略)

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図より生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為による違約金)

第53条 受注者は、発注者に対し、受注者が第44条の2各号のいずれかに該当するときは、違約金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に解散されているときは、受注者の構成員であった者は、発注者に対し、各自連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

4 受注者が第1項又は第2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(火災保険等)

第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第55条 この契約書の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による岩手県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務

の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が 決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が 決定を行った後、又は甲若しくは乙が 決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、 前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第55条 甲及び乙は、 その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に対し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第56条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して 定める。

の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が 決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が 決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が 決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、 前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第56条 発注者及び受注者は、 その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に対し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第57条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して 定める。

施行時期は、令和5年4月1日以降に締結される契約について適用する。